東京都都市緑化基金 平成29年度 街かど緑化支援事業のご案内

1. 事業の概要

街かど緑化支援事業は、街かどの景観の向上や市民への公開性など、地域において緑化効果が高い民間施設の緑化工事について、工事費の一部を助成する事業です。

2. 助成対象となる緑化工事

助成対象となる事業

以下の条件を満たす事業を対象とします。

- ① 公道に面した場所、公開空き地や開放されている区域の緑化であること。
- ② 平成29年度中に事業が完了すること。

(工事完了及び領収書の発行が平成30年3月2日以内であること)

- ※東京都内の、都市計画法第7条に基づく市街化区域であることが必要です。
- ※原則として、区市町村の助成等他の助成制度の適用を受けないものが対象です。
- ※緑化事業には地上部のほか、壁面の緑化も含みます。
- ※支払が当該年度内であれば、竣工した工事も対象となります。
- ※この助成は緑を増やすことを目的としているため、植替え等は対象外です。

3. 助成の申請者

民間の企業・団体が行う事業で、施設を所有管理する法人または事業主が対象です。 ※申請者以外(設計事務所、施工会社など)が相談、申請手続きを代行することは可能です。

4. 申請の締切日

第1回締切:平成29年 7月28日(金)

第 2 回締切: 平成 29 年 11 月 17 日 (金)

締切日を過ぎてしまうと申請を受理できませんので、お早目にお申込みください。

5. 助成金額

審査会にて助成対象を決定し、助成金額は本年度の予算の範囲内で行います。

- (1) 対象区分
 - ① 社会福祉施設、病院•医療施設

助成額は、100万円までは全額とし、それを超える金額については緑化工事費から100万円をひいた金額の2分の1とし、上限は400万円まで。

 $(100 万円) + (緑化工事費-100 万円) × 50% <math>\leq 400 万円$

- ② ①に準ずる施設 (鉄道施設、郵便局等) 助成額は、対象となる緑化工事費の 2分の 1 とし、上限は 400 万円まで。 緑化工事費 \times 50% \leq 400 万円
- ③ 一般施設

助成額は、対象となる緑化工事費の2分の1とし、上限は200万円まで。

※材料費、植栽手間賃、緑化工事にかかる諸経費を緑化工事費とし、助成金額を算定します。

6. 助成内容

以下の種別を助成対象とし、申請見積もりを基に査定します。

| | 種別 | 地上 | 人工地盤 壁面 | 備考 |
|------|----------|----|------------|----------------|
| 植栽資材 | 樹木代金 | 0 | 0 | |
| | その他植物資材費 | 0 | 0 | 1年草は除く |
| | 植栽手間賃 | 0 | 0 | |
| | 幹巻代金 | 0 | 0 | |
| | 支柱代金 | 0 | 0 | 植物の保持に使用するもの |
| ? | 基盤用土(客土) | _ | 0 | |
| | 施肥 | 0 | 0 | |
| | 土留め資材 | Δ | 0 | 土壌の保持に使用するもの |
| 0 | 防根シート | | 0 | |
| 他 | 施工手間賃 | 0 | 0 | |
| | 給排水施設 | | | |
| | 諸経費 | 0 | 0 | 緑化工事に係る諸経費(※1) |

- ※1 上記資材の運搬費など、緑化工事に直接関係する経費は諸経費に含みますが、事務手数 料は除きます。
- ※1 上記種別以外の工種など、助成対象にならない工種の諸経費が合算されている場合は、 工事費で按分して算出する場合があります。
 - 【例】緑化工事費 100 万円、その他工事費 100 万円、諸経費 30 万円の場合、緑化工事に係る諸経費は15 万円とみなします。
- ※ 消費税は助成の対象外です。

7. 申請手続き

事前予約のうえ、締切日までに【5ページ 問い合わせ先】まで**書類を持参してください。** 予約がないと職員の不在により、受け取れない場合がございます。締切日までにすべての書類が揃って、申請完了となります。

| 提出書類 | 補足 |
|----------------|-----------------------|
| 1. 助成金交付申請書 | 様式1 (※1) |
| 2. 事業計画書 | 様式2-1、2-2、2-3 (※1) |
| 3. 法人の許可証(写し) | 法人の場合は登記簿謄本のコピーなどを提出 |
| 4. 規約、又は定款など | |
| 5. 役員及び会員名簿 | 法令・条例に基づき厳正に管理します(※2) |
| 6. 施設概要又は工事の概要 | 施設のパンフレット添付でも可 |

※次ページに続く

| 提出書類 | 補足 | | |
|-------------------|----------------------------|--|--|
| 7 | 最寄りの駅からの行き方がわかる地図 | | |
| 7. 施工位置図 | (職員が調査に行く場合に使用) | | |
| | ・緑化場所と建物の関係がわかるもの | | |
| | ・縮尺、方位記載のこと | | |
| | ・植栽部分を以下のように色分けし、カラーで提出 | | |
| | 赤色:高木(高さ 3m以上) | | |
| 8. 植栽平面図 (4.4.2.) | 青色:中木(高さ 1.5m~3m未満) | | |
| (A4またはA3) | 黄色:低木または株物(高さ1.5m未満)、つる性低木 | | |
| | 緑色:地被植物(芝など) | | |
| | 桃色:壁面緑化施工箇所 | | |
| | ・各植物の名称・仕様を記載のこと(別紙記載でも可) | | |
| 0 特特如少帐工网 | ・人工地盤上緑化の場合は必須 | | |
| 9. 植栽部の断面図 | (植栽基盤の内容がわかるもの) | | |
| (A4またはA3) | ・縮尺、方位記載のこと | | |
| 10. 求積図 | ・面積や延長の長さの根拠となる数値が入った図面 | | |
| | ・立面図(壁面緑化は必須)、鳥瞰図などがあれば提出 | | |
| 11. その他図面 | ・縮尺、方位記載のこと | | |
| | 緑化場所の現状がわかる写真 | | |
| | ・立地状況、施工箇所状況 | | |
| 12. 写真 | ・申請時に竣工前であれば施工前または施工中の状況 | | |
| | ・申請時に竣工後であれば施工前及び施工後の状況 | | |
| | (緑が創出された状況がわかるもの) | | |
| | 緑化工事費及び内訳を証する書類 | | |
| 10 DATE | ・種別内訳、仕様など工事の内容が把握できるもの | | |
| 13. 見積書 | (例:樹種ごとの単価が必要です) | | |
| | ・緑化工事を実施する業者が発行した見積書であること | | |
| 14. その他 | 以下に該当する場合のみ提出 | | |
| | 緑化指導の対象となる工事の場合 | | |
| 書の写し | (緑化完了書は竣工後に提出) | | |
| 2) 構造計算書 | 既存建物への人工土壌等を利用した植栽の場合。 | | |
| (積載荷重計算書) | 積載可能な荷重内に収まっていることがわかるもの。 | | |
| 3) 土地利用の契約書等 | 土地所有者と施設所有者が異なる場合 | | |
| | 工地所有有と他設所有有か異なる場合 | | |

※1 様式1、2の書類は(公財)東京都公園協会のホームページからダウンロードできます。

URL: http://www.tokyo-park.or.jp/profile/promotion/

※2 個人情報の取り扱いに関する(公財)東京都公園協会の取組について、ホームページ でご覧いただけます。

URL: http://www.tokyo-park.or.jp/privacypolicy.html

※審査のため、緑化工事の内容や見積書の単価などについて、質問や追加書類の提出をお願いする ことがあります。ご対応をよろしくお願いします。

8. 助成にあたっての条件

(1) 助成を受けた緑地部分や利用者がよく目にする場所に、 東京都都市緑化基金の緑化助成プレートを設置すること。 プレートは平成30年2月から3月に送付予定です。

※プレートサイズ 大:幅32cm×高さ102cm、

小:幅30cm×高さ52cm

(2) 当基金の活動について、ホームページや広報誌等で紹介する など、PRに協力すること。 実際のPR記事、実施状況写真などを完了報告時に提出してください。



- (3)緑化施設を良好に維持保全すること。 助成金の交付から3年間は樹木等の育成管理に努めること。 ※助成金の交付後、植栽の大幅な変更や撤去は、助成金を返還頂くことがあります。
- (4)緑化場所について、可能な範囲で地域住民や一般利用者への公共的利用を図ること。

今後の流れをご確認ください

助成金の交付までの流れ (◎:皆さまのお手続き ●公園協会の手続き)

- ◎事前相談、助成対象となる工事内容の確認
- ◎申請書の提出(第1回締切:7月28日、第2回締切:11月17日)
- ●申請者見積もりの査定・助成審査会にて審査
- ●審査結果の通知(第1回:9月下旬頃、第2回:2月上旬頃) ※助成対象の可否及び助成金の交付上限額を通知します。
- ◎完了報告書、支払申請書の提出(最終締切:平成30年3月2日) □
- ●助成金の交付額を確定
 - ※全体工事完了内容に基づき協会職員が現地確認をし、助成金の交付額を確定します。
 - ※現地確認の際、申請通りの工事が行われていなかった場合は助成金の交付上限額に 達しないことがあります。

(助成金の交付上限額に諸経費が按分計上されている場合、全体工事の変更でも助成金の交付 上限額に達しないことがあります)

●助成金の交付(支払い)

!!お願い!!

【申請内容から樹種や本数、資材の変更があった場合】や 【完了報告と現地の植栽状況が異なる場合】、変更届をご提出頂きます。 申請内容(審査会通過後)から工事変更がある際は、ご連絡ください。

助成金の交付手続き

助成金の交付は「助成金交付通知書」を受けた方が対象となり、以下の書類を提出後に清算払いとなります。締切りは平成30年3月2日(金)です。詳細については、助成金交付通知と併せてご案内します。

※第2回結果通知から交付手続きの提出締切までの期間が大変短くなっておりますので、 ご注意下さい。PR実績も併せて提出してください。

| 提出書類 | 補足 |
|------------------------------|--|
| 1. 助成金支払申請書 | 様式3※ |
| 2. 完了報告書 | 様式4※ |
| 3. 事業報告書 | 様式5※ |
| 4. PR実績 | ・申請時に事業計画書(様式2-3)「助成金交付にあたっての条件」に記入したPR方法 <例>「ホームページ、広報誌に掲載」と記入の場合、掲載ページを印刷して提出 |
| 5. 報告用・ PR用写真 (展示、広報用) | データ (CD-R) 及び、紙焼き (写真印刷) を提出 ・東京都都市緑化基金のPR用展示のほか、ホームページや 広報誌に掲載させて頂きます。 |
| 6. 領収書(原本) | ・対象となる領収書の日付は、 平成 29 年 3 月 3 日~平成 30 年 3 月 2 日です。 |
| 7. 領収書内訳 | ・実施した工事内容が把握できるもの (種別内訳、使用、数量、単価等明記) |
| 8. 緑化完了書 | ・申請時に提出していない場合 |

※ 様式3~5の書類は助成金交付通知と併せて送付します

<お問い合わせ先および書類持ち込み先>

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 公益事業推進課

緑の基金担当藤田・古村

住 所: 〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10階

電 話:03-3232-3099 (平日 9:00~17:00) FAX:03-3232-3069

E-mail: midorinokikin@tokyo-park.or.jp

URL: http://www.tokyo-park.or.jp/profile/index.html